

◎新潟県告示第1029号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年8月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月1日（月）	午後2時から4時まで	ダイサービスセンターかんぞう	佐渡市全域
10月2日（火）	午前9時から11時まで	相川自然休養村管理センター	
	午後1時から4時まで	相川体育館	
10月3日（水）	午前9時から11時30分まで	佐渡市役所真野行政サービスセンター	
	午後1時30分から4時まで		
10月4日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月5日（金）	午前9時から11時30分まで	金井西部地区コミュニティーセンター	
10月9日（火）	午後13時30分から4時まで	佐和田体育館	
10月10日（水）	午前9時から正午まで		
	午後2時から4時まで	両津総合体育館	
10月11日（木）	午前9時から正午まで	新穂体育館	
	午後1時から4時まで		
10月12日（金）	午前9時から11時30分まで	羽茂農村環境改善センター	
10月16日（火）	午前9時から正午まで	旧南佐渡消防署小木分遣所	
	午後2時から4時まで		
10月17日（水）	午前9時から11時まで	佐渡市役所旧赤泊行政サービスセンター	
	午後1時から4時まで		
10月18日（木）	午前9時から11時まで	松ヶ崎総合センター	
	午後1時から4時まで	畑野母子健康センター	
10月19日（金）	午前9時から11時30分まで	両津総合体育館	
10月20日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会